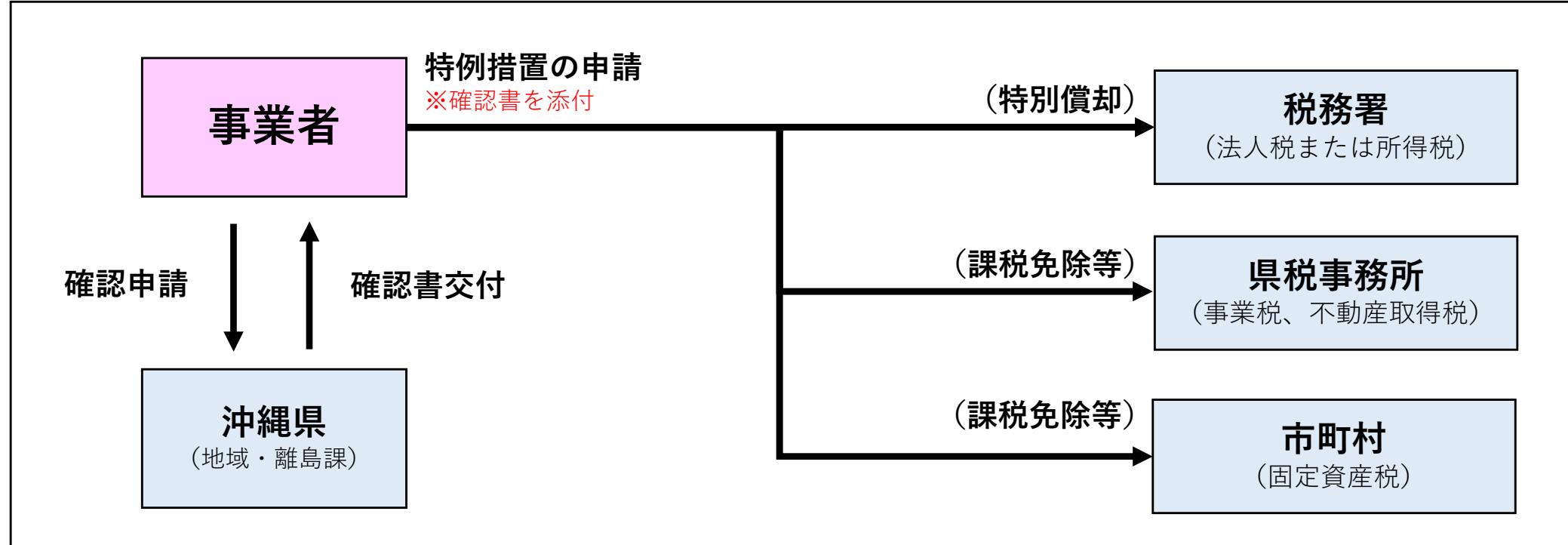


沖縄の離島旅館税制における事前確認について

沖縄振興特別措置法及び租税特別措置法に基づき、離島の旅館業税制における特例措置（法人税等の減価償却の特例や地方税の課税免除等）の適用を受けようとする者は、特別償却、課税免除等の前に沖縄県知事の事前確認を受ける必要があります。



事前確認に係る提出書類（各1部）	提出先・お問い合わせ
(1)確認申請書 (2)添付書類（写し） <ul style="list-style-type: none">不動産の登記事項証明書建物、附属設備の取得価額を証する書類旅館業許可証法人登記（履歴事項全部証明書）※資本金の額がわかるもの	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県企画部地域・離島課 離島振興班 電話：098-866-2370 Mail： aa017035@pref.okinawa.lg.jp

※知事による事前確認を受けたことにより、特別償却・課税免除等が確約されるものではありません。
特別償却・課税免除等の申請については、各税務担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせの内容	お問い合わせ先		
沖縄の離島の旅館業税制に係る制度全般	沖縄県企画部地域・離島課 TEL 098-866-2370		
	沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 TEL 098-894-6377		
国税（所得税・法人税）	那覇税務署 TEL 098-867-3101	北那覇税務署 TEL 098-877-1324	沖縄税務署 098-938-0031
特別償却	名護税務署 TEL 0980-52-2920	宮古税務署 TEL 0980-72-4874	石垣税務署 TEL 0980-82-3074
県税（事業税・不動産取得税）	沖縄県税務課 TEL 098-866-2101	那覇県税事務所 TEL 098-867-1718	コザ県税事務所 TEL 098-894-6501
課税免除等	名護県税事務所 TEL 0980-52-2542	宮古事務所県税課 TEL 0980-72-2553	八重山事務所県税課 TEL 0980-82-3045
市町村税（固定資産税）	伊平屋村 TEL 0980-46-2001	伊是名村 TEL 0980-45-2001	伊江村 TEL 0980-49-2316
課税免除等	本部町 TEL 0980-47-2417	うるま市 TEL 098-973-5394	南城市 TEL 098-917-5328
(注)	座間味村 TEL 098-987-2311	渡名喜村 TEL 098-989-2002	久米島町 TEL 098-985-7127
石垣市と粟国村は、本特例に係る固定資産税の課税免除等を行っておりません。（R7.4現在）	渡嘉敷村 TEL 098-987-2321	南大東村 TEL 09802-2-2001	北大東村 TEL 09802-3-4001
	宮古島市 TEL 0980-72-0841	多良間村 TEL 0980-79-2502	竹富町 TEL 0980-82-6191
	与那国町 TEL 0980-87-2241		